

publicity magazine
by Chiba Federation of Small Business Associations

Chushokigyo-Chiba

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

中小企業ちば



千葉県貿易協同組合 横山吉雄理事長…横山千秋社長(左)と横山香料(株)塩浜工場にて

Contents 【主な内容】

- トピックス **3** 専門委員会
- 特集 **4** 外国人研修・技能実習制度
- 施策 **6** 中小企業庁の支援計画
- 組合Q&A **8** 加入金の性格と定款記載について
- 視点 **10** ディズニーランドに見る社員育成
- ご案内 **12** PL保険他
- 連携リーダー **13** 千葉県貿易協同組合
- 景況 **14** 情報連絡員報告 (5月)
- お知らせ **15** 中央会新執行部他

2007

7



千葉県中小企業団体中央会

URL:<http://www.chuokai-chiba.or.jp>



本会は6月22日千葉市「ホテルポトプラザちば」において専門委員会(委員長 篠原敬治)を開催した。

これは会長の諮問機関として中小企業に対する適切な振興対策を確立し、本会運営の円滑化を図るために設置されているもので、議題は①国への要望事項として、この秋に東京都で開催される「第59回中小企業団体全国大会への要望事項」、②千葉

専門委員会開催 国への要望事項とりまとめる

県への要望事項等を審議した。委員会では、はじめに昨年度の

要望事項について事務局より経過説明が行われ、引き続き本年

度の要望事項について委員から提出された案件を基に、事務局の素案とともに審議された。要望事項は中小企業振興対策の一層の充実強化を求めるもので、組織・金融、税制、商業・流通、

労働、総合、環境と多岐にわたった。当日の審議結果は事務局で整理・検討され、左記のように取りまとめられた。

第59回中小企業全国大会への要望事項

I 【 組織 】

1. 中小企業連携組織対策を中小企業対策の重要な柱と位置付け、強力に推進するとともに、連携組織の唯一の専門支援機関である中小企業団体中央会の位置付けの明確化並びに指導体制の整備・強化を図ること。
2. 中小企業が経済的・社会的環境の変化に対応し、積極的な事業展開を図れるよう中小企業組合制度の整備を次のように行うこと。①創業の手段としての企業組合制度を活用促進するため、組合員数の引き下げ等会社法に準じて運営の規制を緩和すること。②中小企業組合が過度の事務負担を負わないよう設立認可、定款変更、各種届出等の事務に係る所管行政庁の一元化を図ること。

II 【 金融 】

1. 商工組合中央金庫が引き続き中小企業の資金需要に十分対応できるよう配慮すること。
2. 中小企業倒産防止共済制度について、共済金貸付限度額の引上げ等、制度の拡充を図ること。

III 【 税 制 】

1. 中小企業の事業承継の円滑化を図るため、次の措置を講ずること。①事業用資産の生前相続特例制度(贈与税の相続時までの納税の繰り延べ)を創設すること。②中小会社の取引相場のない株式等に係る評価方法の更なる改善を図ること。③事業用小規模宅地の相続に係る課税特例措置の減額率を100%に引上げること。
2. 中小法人の軽減税率の適用限度額を1,500万円(現行800万円)に引上げること。
3. 消費税は、中小企業経営に及ぼす影響が大きく、安易な税率の引き上げや引き上げ議論も絶対に行わないこと。

IV 【 商業・流通 】

1. 商店街が地域と連携して行うコミュニティー事業への支援並びに中心市街地における駐車場対策を強化すること。さらに、魅力ある個店作りを目指す後継者の育成に向けた支援策について、一層の強化を図ること。
2. 大規模小売業等が行う不当廉売、不当表示あるいは優越的地位の濫用による不公正な取引については、厳正、迅速に対処するとともに、課徴金の対象とするなど、制裁規定の強化を図ること。

V 【 労 働 】

1. 中小企業の仕事と生活(子育て)の両立支援を促進するため「次世代育成支援対策推進センター」の支援機能を強化すること。また、中小企業組合による子育て支援への共同取り組みに対する支援措置を講ずること。
2. 介護保険の第2号被保険者の安易な対象拡大は行わないこと。
3. パートタイム労働者に対する税制上の配慮を行うこと。

VI 【 総 合 】

1. 我が国の景気回復の効果を広く中小企業にまで波及させるために、積極的な中小企業対策を講ずること。
2. 平成20年度の予算編成に当たっては、中小企業対策予算の大幅増額を行い、特に、地域中小企業対策を拡充・強化すること。また、予算については多くの中小企業が活用しやすいようにその運用を緩和すること。
3. 三位一体の改革で都道府県の一般財源化された中小企業対策予算については、相当部分を必ず中小企業振興のための予算として措置がなされるよう国から助言・指導を行うこと。
4. 中小企業への官公需発注を大幅に増大させるため、各発注機関に対する官公需施策の周知徹底を図るとともに、官公需適格組合の優先活用を図ること。

VII 【 環 境 】

1. 中小企業が廃棄物処理及びリサイクルを効率的に推進していくため、最終処分場の確保、新たな処理施設の確保・設置等を強力に推進するとともに、循環型社会を構築するために必要な支援策を拡充・強化すること。

等に起因する不適正事例も多いことから、相手国に対し、様々なレベルで、送出機関の適正化を要請していくことが必要。

- ①政府レベルでの適正化の要望
- ②JITCOのR/Dによる対応
- ③一次受入機関と送出機関の協定による対応

3. 制度の高度化・拡充

(1)高度技能実習制度の導入

制度をより充実させ、技能移転の効果を高めるため、優秀で意欲のある実習生に対し、高度技能実習制度（再技能実習制度）を導入。

- ①優秀で意欲のある実習生等には、現行の3年間終了後、更に2年程度、よりレベルの高い技能を修得する機会（高度技能実習制度）を与えるべきである。具体的には、3年修了時に技能検定3級を取得した者で、本人が希望する場合に、一定期間経過後に再入国を認め、より高度な内容の技能や、管理者としてのスキルの修得などを旨す。
- ②中小企業、大企業を問わず、適正な運営と効果的な技能実習を実施している優良な受入企業とする。高度技能実習を希望する受入機関は、外部評価機関に申請を行い、審査を受け、優良と認められた場合に限ることとする。

(2)対象職種の見直し

対象職種の在り方について、産業の現場の実態を踏まえた見直しを実施。併せて、職種追加の在り方、技能検定等の評価の在り方についても検討。

- ①産業実態に合った対象職種の設定
- ②新たな職種等の追加・見直し

4. 受入機関の審査・評価制度

受入企業や一次受入機関の外部評価・審査を行うための公的な「審査・評価機関」を設置。評価結果を高度実習の受入企業の評価等に活用。

(1)審査・外部評価機関の組織

- ①組織…入管局、労基署、地方経産局、地方農政局、地方整備局等、関係省庁及び有識者による委員会を組織、運営や事務はJITCO等に委託、などが考えられる。
- ②役割…審査・評価機関は、①高度技能実習等を希望する受入企業の審査、②一次受入機関の優良

認定の書面審査、必要に応じ現地審査等を実施することが考えられる。

(2)制度内容

技能教育や生活支援、日本語教育などの受入機関の活動内容を評価・審査。技能実習生の技能実習修了時の技能検定3級の合格率や悪質な労基法違反を行っていないことなども考慮。評価結果が一定以上の優良な受入企業については、高度技能実習の受け皿として認める、など。優良な一次受入機関は優良認定を行い、優良の表示を認める。

5. その他

(1)JITCOの体制の充実

制度の適正運用を確保し、受入機関の指導監督の役割を担う「入国管理局」「労働基準監督署」「国際研修協力機構（JITCO）」等の体制が必ずしも十分ではないとの指摘がある。特に指導的役割が期待されるJITCOについては、会員受入機関に対する「指導」を、寄付行為上に明確に位置づけ、指導部門と会員サポート部門とを区分し、充実を図るべき。

(2)今後の検討課題

①受入人数枠の拡大

「受入人数枠」（現行では従業員数の5%）の拡大については、産業界からの要望が強いところであるが、まずは、例えば、効果的な研修・技能実習を実施している受入企業での受入人数を増やすことには、研修・技能実習の効果を高める観点から一定の合理性があるが、具体的な導入については、引き続き十分な検討を行っていくことが必要である。

②優秀な技能実習修了生への就労資格付与

研修・技能実習生は、本国へ帰国し活躍することが期待されているが、例えば、高度技能実習中に高度な技能検定を取得するなど、高度な専門技能を取得した者については、就労ビザによる入国を認めることについて、検討していくことが必要である。

問合せ先

経済産業省政策局産業人材政策担当参事官室
 担当者：森本室長、滝沢補佐、木口補佐
 電話：03-3501-1151（内線2671～4）
 03-3501-2259（直通）

政府では毎年6月を「外国人労働者問題啓発月間」と位置付け、外国人労働者問題に関し、事業主・事業主団体等をはじめ広く国民の理解と協力を求めるため各種の啓発活動を実施しております。

外国人研修・技能実習制度の見直しに対する国の考え方について

外国人研修・技能実習生制度の見直しについて、経済産業省より「外国人研修・技能実習制度に関する研究会とりまとめの概要」が公表された。要旨は以下のとおり。

1. 基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

研修・技能実習制度は、開発途上国の人材への技能移転を図ることを目的とし、我が国企業の活性化にも資する民間レベルの国際貢献の制度として、我が国に定着しつつある。この「技能移転による国際貢献の制度」という理念は今後とも維持継続していくことが適当。

(2) 制度見直しの方向性

本制度は、受入企業の努力と熱意なしでは成り立たない制度。適正な制度運用を前提として、受入企業等による、以下のような取組みを促すことが重要。

- ①日本の優れた「ものづくり」の現場を、企業での就労を通じて研修・技能実習生に体得させる。
- ②技能検定等を活用した体系的な研修や技能実習により、技能レベルを向上させ、本人の帰国後の活躍・キャリアアップにつなげる。
- ③受入企業による生活面での支援や、日本語教育等の様々な支援やケアにより、日本での滞在を充実させ意義深いものとする。
このような地道な取組みにより、「草の根の国際貢献」を実現していくべき。

(3) 当面の対応

制度運用の適正化は急務。関係省庁が協力して早急に次のような適正化を進めるべき。

- 制度趣旨の周知・広報の充実
- 指針の明確化・具体化による不正行為の予防と指導強化
- 集中取締月間の実施や実態調査等の実施

(4) 新たな制度設計

技能実習の制度見直し（遅くとも21年通常国会までに法案提出・規制改革・民間開放推進会議第三次答申）に併せ、制度趣旨の達成と更なる強化が図られるような制度設計を検討すべき。

- ①制度運用の適正化の徹底、制度の厳格化
- ②受入機関の活動内容を審査・評価する仕組みの導入
- ③受入機関による体系的な技能教育、日本語教育、生活面での支援充実等、制度の機能強化
- ④これらの適正化実施を前提とし、制度趣旨と整合した形での、制度の高度化・充実

2. 制度の適正化・厳格化

(1) 制度の趣旨の周知徹底

一部の受入機関では、技能移転という制度趣旨を理解しないまま外国人を低賃金労働者として受け入れている例が見られ、不適正な事例発生の原因となっているとの指摘があるため、改めて制度趣旨の周知徹底を図る。

- ①受入機関への周知広報
- ②相手国への要請
- ③不適正な募集（制度趣旨に反する募集）の取り締まり

(2) 研修技能実習生の保護

研修・技能実習生に、制度の概要・趣旨及び日本の労働法規などのガイダンスの実施や、申告・相談制度の充実などの措置を導入し、研修技能実習生の保護を図る。

- ①初期ガイダンスの実施とカードの交付
- ②申告・相談窓口の充実
- ③受入機関の責による受入取消の場合の保護
- ④雇用契約書の母国語表記の義務化
- ⑤研修手当不払いへの積立金制度の導入

(3) 受入機関の適正化

不適正な受入機関には、厳しく対応。制度の機能を強化するための取組を実施。優良な受入機関については、一定の優遇など、適正化への取組を促す仕組みを導入。

- ①不適正な受入機関への罰則の強化
- ②研修期間中の日本語教育義務等の徹底
- ③技能実習中の管理・支援義務の導入
- ④技能実習修了時の技能評価の実施
- ⑤受入企業や一次受入機関の評価審査

(4) 送出し機関の適正化

研修生等の失踪など、送出機関の高額な保証金

イ 少子高齢化等対応中小商業活性化事業	2,971,500千円
ウ 全国商店街振興組合連合会指導事業	35,006千円
④ 小規模事業者等支援事業（商工会等指導事業）	568,087千円
⑤ 中小企業連携組織対策推進事業	1,239,828千円
⑥ 下請取引適正化・下請中小企業振興対策事業	144,001千円
⑦ 中小企業事業承継円滑化支援事業	200,000千円（新規）
(3) 中小企業の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化	
① 中小企業再生支援協議会事業	3,321,000千円
② 早期転換・再挑戦支援窓口事業	800,484千円（新規）

■ 都道府県等の事業

1. 事業の実施体制

都道府県等においては、地域経済活性化のため、国と適切な役割分担の下、地域経済及び各地の実情に応じた中小企業支援事業の実施に努めるものとする。都道府県等は、三位一体改革の趣旨に基づき地域の実情を踏まえ実施することとなった事業については、中小企業者に対する適切な支援が確保されるよう必要な予算を確保するとともに、より効果的な実施に努めることとする。具体的には、都道府県等中小企業支援センターや地域中小企業支援センターを活用した中小企業へのアドバイス事業を実施するとともに、中小機構や商工会・商工会議所、都道府県中小企業団体中央会、都道府県商店街振興組合連合会等の中小企業支援機関との連携により情報提供におけるワンストップサービスの提供に努める。

2. 事業の概要

(1) 中小企業の経営の革新や新事業展開への支援

- ① 地域資源を活用した創意工夫のある取組への支援
- ② 経営革新支援事業
- ③ その他の経営の革新や新事業展開への支援事業

(2) 中小企業の経営基盤の強化

- ① 中小企業支援センターによる支援
 - ア 都道府県等中小企業支援センター事業
 - イ 地域中小企業支援センター事業
- ② 中小企業の人材確保・育成支援
 - ア 支援人材能力開発事業
- ③ 中小小売商業の振興支援
 - ア 商店街振興組合指導事業
- ④ 小規模事業者に対する支援
 - ア 経営改善普及事業
 - イ 小規模企業者等設備資金貸付・設備貸与事業
- ⑤ 中小企業連携組織対策事業
- ⑥ その他の経営基盤の強化に資する事業

(3) 中小企業の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化

- ① 経営安定特別相談事業
- ② その他の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化に資する事業

■ 問合せ先

中小企業庁	TEL. 03-3501-1511
千葉県商工労働部経済政策課	TEL. 043-223-2706
中小企業基盤整備機構	TEL. 03-3433-8811
千葉県産業振興センター	TEL. 043-244-2110
千葉県商工会連合会	TEL. 043-242-3361
千葉県商工会議所連合会	TEL. 043-222-7110
千葉県中小企業団体中央会	TEL. 043-242-3277

中小企業庁の平成19年度支援計画

■ 基本方針

我が国の景気は、全体としては回復を続けているが、多くの中小企業ではいまだ景気回復感を実感するには程遠く、地域、業種によってもばらつきが見られる状況にある。このような状況認識を踏まえ、昨年7月に策定した「経済成長戦略大綱」において、「地域・中小企業の活性化」を重要な柱と位置付けたところであり、これに基づき、平成19年度において、以下の3つの視点を重視した中小企業支援施策を展開する。

- ① 地域中小企業の活性化（地域の応援）
- ② 中小企業の発展・再生の支援（企業の応援）
- ③ 起業・再起業促進や中小企業で働く人材の支援（ヒトの応援）

さらに、経済成長を下支えする基盤（人材能力、就労機会、中小企業）の向上を図ることにより格差の固定化を防止しようとする考えから、「成長力底上げ戦略」を実行していくこととしており、その柱の一つである「中小企業底上げ戦略」を実施すべく、今後施策の具体化を図ることとしている。

■ 国の事業

1. 事業の実施体制

国においては、中小企業の経営資源の確保を支援し、中小企業の振興を図るため、都道府県等及び中小機構等の中小企業支援機関との密接な連携と協力の下、総合的な中小企業支援施策を実施する。また、都道府県等における中小企業支援事業に係る計画の作成やその実施に関して、必要に応じて適切な助言を実施する。

2. 事業の概要

(1) 中小企業の経営の革新及び創業の促進

① 地域資源を活用した創意工夫のある取組への支援

ア中小企業地域資源活用プログラム	10,125,156千円（新規）
a 市場志向型ハンズオン支援事業	2,028,081千円（新規）
b 地域資源活用売れる商品づくり支援事業	4,125,075千円（新規）
c 地域資源活用型研究開発事業	1,956,000千円（新規）
d 地域企業化力向上支援事業	2,016,000千円（新規）
イ JAPANブランド育成支援事業	1,310,078千円
ウ小規模事業者新事業全国展開支援事業	2,514,682千円

② 経営革新・新事業展開支援

ア新連携支援事業	3,457,201千円
イ経営革新支援アドバイザー事業（旧シニアアドバイザー事業）	1,800,036千円
ウ創業人材育成支援事業	1,614,981千円
エ企業等OB人材活用推進事業	517,999千円

(2) 中小企業の経営基盤の強化

① 中小企業の技術力向上のための支援

ア戦略的基盤技術高度化支援事業	9,360,645千円
イ川上・川下ネットワーク構築支援事業	190,000千円
ウ中小企業への計量標準基盤強化事業	300,000千円
エ中小企業基盤技術継承支援事業	270,668千円
オ中小企業知的財産啓発普及事業	100,006千円

② 中小企業の人材確保・育成支援

ア若者と中小企業とのネットワーク構築事業	1,796,256千円
イ中小企業少子化対応経営普及事業	47,490千円
ウ中小企業ものづくり人材育成事業	535,705千円（新規）

③ 中小小売商業の振興支援

ア戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業	3,300,000千円
-----------------------	-------------

組合 Q & A

加入金の性格と
定款記載について

Q11 当組合の定款には、脱退者の持分の払戻しについては、「組合員の本組合に対する出資額を限度とする」旨の規定をしている。定款参考例によれば、このように規定している組合では加入者からの加入金を徴収する旨の規定は削除することとされている。加入金は定款の定めがなければ徴収できないということであるので、このことにより、当組合では、加入金は徴収できないと考えられる。加入の際の事務手数料的なものを徴収することはできないのか。この場合、定款に「加入金」ではなく、「加入事務手数料」を徴収できる旨の規定を置くことはできるか。「A」中協法では、組合が定款で定めた場合には加入金を徴収することを認めている（第15条、第33条）が、この加入金の意味については、特に規定していない。しかし、その趣旨から広義に解釈すれば、持分調整金と加入事務手数料を意味するものと考えられる。持分調整金とは、持分の算定方法

について、改算式算定方法（組合の正味財産の価額を出資総口数で除して、出資1口当たりの持分額を算定する方法。したがって組合員の持分は均一となる）を採っている場合において、組合財産の増加によって出資1口当たりの持分額が出資1口金額を超えている場合に、その超過した部分に当たる差額を新規加入者より徴収し、新規加入者と既存組合員との持分についての公平を保とうとするものである。

このように、持分調整金は、改算式の持分算定方法を採用する組合において徴収することになるが、たとえ改算式を採っている組合でも、貴組合のように、定款の規定により脱退者の持分の払戻しが「出資額を限度」として行われる組合にあつては、常に払戻額が出資額を上回ることではなく、新旧組合員の持分の調整を行う必要が生じないので、持分調整金としての加入金をとることはできないとされている。定款参考例でいう「加入金」は、この持分調整金を意味していると解されるので、このような組合にあつては加入金の項を削除するよう指導されている。次に、加入事務手数料について

であるが、これは組合に加入する際に要する事務的費用、例えば出資証券や組合員証の発行費用などであるが、これを加入者に負担させるために徴収するものをいう。この加入事務手数料は、広く加入金の一種と考えられるが、これはあくまで実費の範囲を超えないものであり、その性質上それほど多額なものとなり得ないものである。このような実質的なものの徴収は、加入金の規定によらなくても組合として徴収し得るものである。

しかし、このことは、加入事務手数料を徴収できる旨の定款記載を禁じるものでなく、例えば徴収の根拠を明らかにしておく等の必要がある場合には、この旨を掲載しても差し支えないと考えられる。

持分の算定方法について

Q211 定款参考例の加算式持分算定方法と改算式持分算定方法との違いについてご教示願いたい。

「A」持分の算定方法は、法に何らの規定がないので、定款で自由に定めてよいわけであるが、一般にその方法として改算式（又は均等式）算定方法と加算式（又は差等式）算定方法がある。

改算式算定方法は、組合の正味財産（時価）の価額を出資総口数で除することにより出資1口当たりの持分額を算定し、それに各組合員それぞれの出資口数を乗じて各組合員の有する持分額を算定する方法である。

この方法によるときは、出資1口当たりの持分額が均等となるので、計算、事務処理が簡便であるが、原始加入者及び増口分の出資の払込みに際しては、持分調整金を徴収する必要がある。

加算式算定方法は、各組合員について、事業年度ごとに、組合正味財産（時価）に属する出資金、準備金、積立金その他の財産について、各組合員の出資口数、事業の利用分量（企業組合にあつては従事分量）を標準として算定加算（損失が生じた場合はそのてん補額を控除）することによって、各組合員の有する持分額を算定する方法である。

この方法によるときは、各組合員の持分は、加入の時期、組合事業の利用分量等により不均一となるので、計算・事務処理が煩雑となるが、持分調整の問題を生じないし、また、組合員の組合に対する権利義務の表示について忠実に

あると言える。

このように、この2つの方法にはそれぞれ特徴があり、組合の実情に応じた適宜選択する必要がある。

脱退を申し出た組合員の 取扱い等について(1)

Q3 自由脱退者の取扱いについて、組合員は、「事業年度の末日の90日前までに予告し、事業年度の終了日に脱退できるが（中協法第18条）、事業年度末までは組合員たる地位を失っていないから、その組合員も他の組合員と同様に議決権の行使、経費を負担する等の権利、義務を有するが、脱退者の申出の点についての効力とその取扱い方について、

- (1) ① A組合員5月10日に脱退の申出をした場合、② B組合員7月2日に脱退の申出をした場合、③ C組合員12月30日に脱退の申出をした場合
- (2) 脱退を申し出た組合員は、その後の組合運営についての権利義務を主張し行使できるか。
- (3) 脱退を申し出た組合員が、申出日以降組合賦課金を年度末まで納入しない場合の取扱いについて。
- (4) 未納賦課金を払戻持分と相殺し

て差し支えないか。法第22条からして相殺することも妨げないと解されているか。

「A」設問の組合事業年度終了日が3月31日であれば、(1)の①～③は、いずれも90日の予告期間を満了させているので、脱退の申出があった日の属する事業年度末までは、組合員たる地位を失わないから、脱退の申出をしない組合員となら差別してはならない。したがって、(2)についても事業年度末までの期間内は組合員としての権利義務を負わなければならないし、また(3)にいうごとく、賦課金を納入しないならば組合員としての義務を怠ることになり、除名、過怠金の徴収等の制裁も定款の定めに従って可能となるわけである。(4)については、脱退した組合員が組合に対して未納賦課金その他の債務を負っている場合は、組合は中協法第22条の規定による持分の払戻停止によって対抗でき、あるいは民法第505条の規定により払い戻すべき持分とその債務と相殺することもできる。

脱退を申し出た組合員の 取扱い等について(2)

Q4 ①(1)中協法第18条に、組合を脱退するには「90日前までに予告し、事業年度の終においてすることができ」とあるが、例えばある組合でなされた議決が一部の業態の組合員に著しく不利で営業不能となるため、仮に9月1日に脱退を通告しても、翌年3月末日までは脱退できないか。また、その間、議決に拘束されるか。

(2)組合員が転廃業して組合を脱退したが、1カ月又は2カ月後再び元の事業を始めた場合、前加入していた組合の拘束を受けるか。

「A」(1)中協法第18条に自由脱退の予告期間及び事業年度末でなければ脱退できない旨を規定した趣旨は、その年度の事業計画遂行上、組合の財産的基礎を不安定にさせないためであるから、設問のような場合、即ち9月1日に脱退を予告しても翌年3月末日迄は脱退できない。したがってその間、除名されない限りは依然組合員であるから議決にも拘束されるし、組合員としての権利を有し、義務を負わなければならない。

(2)組合員が転廃業をすれば、組合員資格を失い、法定脱退することになるので、組合員資格としての

事業を再開しても、直ちに組合員となるわけでないから、その組合の拘束を受けることはない。

組合員の権利義務の 一時停止について

Q5 ①組合員の意思表示により組合を休会し得るか。経済的事情から賦課金を納入することが苦しいので、暫時組合を休会したい旨の組合員からの申出があるのでこれについての取扱い方を回答されたい。

「A」組合員が組合を休会するという意味が不明であるが、組合が総会又は理事会の議決により、組合員の経費負担義務を免除（この場合は、定款を変更し、特にやむを得ないと認める場合は、経費の全部又は一部を賦課しないことがある旨を明記する必要がある）するとか、あるいは組合員が自発的に組合に対して有する権利（議決権、選挙権等）を行使しないということであれば、特に問題はないものと考えられる。しかしながら、例えば組合が組合員に対して賦課金を免除するという条件のもとにその組合員の基本権たる議決権等を停止するというような特約をすることは許されない。

「キャスト」の目

ディズニーランドに見る社員育成

キャスト・ディアルの笑顔

5月の一日、開園5周年イベント開催中のディズニーシーへ行った。舞浜駅からリゾートライン（モノレール）の駅に入った時から、ここは日常と隣り合わせながら非日常の空間に入り込んだ思いがする。ディズニーランドは不思議な場所である。

ところで「カストーディアル」という言葉をご存知だろうか。ご存知の方はかなりのディズニー通の方である。「Custodial」



は辞書を引くと保管、保護となっているが、これはディズニーランドにおける清掃係のこと。清掃係

というと、余りお客様からは注目もされず、特に若い人からは敬遠されがちの仕事だが、彼らの動きを見ていると、いかにも楽しそうに仕事をしていて驚くのである。

世界一のテーマパーク 東京ディズニーリゾート

東京ディズニーランドは1983年4月に開業し、2001年9月にディズニーシーが開業。年間入場者は約2600万人、累計入園者数は約4億人（2007年発表）。東京ディズニーランドを運営するオリエンタルランドは連結売上高が約3440億円（2007年3月期）、正社員 2387名、契約社員・準社員 16200名の東証一部上場企業である。

なぜリピータが多いのか

ディズニーは長年にわたって

従業員（ディズニー用語「キャスト」）がお客様（ディズニー用語「ゲスト」）にどのような影響を及ぼすかを調査し、ゲストがリピーターする最も大きな理由がキャストにあると考えている。確かにディズニーランドにおけるキャストのサービスレベルは他のサービス業に比べても高いと思う。園内ではゲストがキャストと話しをしている場面に出くわすが、キャストは礼儀正しく、笑顔で対応している。ディズニーランドではいろいろなアトラクションの楽しさとともにキャストとの触れ合いを通して思い出を作るように演出しており、これがリピータ90%以上と言われる大きな要因になっている。

ほとんどが非正規社員

カストーディアルは楽しそうに笑顔で働いているように見える。カストーディアルは白っぽい、少

しだぶだぶの作業服を着て、手にはトイブルーム（ほうき）とダストパン（ちりとり）等を持っている。また腰にはゲスト案内用の地図やガイドを入れたファンバック下げている。彼らを含めて従



業員の多くはいわゆるパート・アルバイト（非正規社員）である。1000円前後の時給で働くパート・アルバイトの若者があのように楽しげに働けるのは、キャストになることに憧れ、仕事の意味を理解し、仕事自体が好きで、その仕事が出来ること喜びを感じているからなのであろう。ディズ

ニーランドには、そこで働くことに誇りを持つように仕向ける何かがある。

社員教育

なぜカストーディアルの若者たちは人が嫌がる仕事を楽しげにやっているのだろうか。ひとつは社員教育にあるようである。ドイツニーランドに採用されたスタッフは先ず本社研修でウォルト・ディズニー・プロダクションの歴史から、ドイツニーランドの基本理念、各テーマパークの説明、キャストの心構えについて約1日半程度説明を受ける。その後、自分の働く部門で1日、部門の仕事の説明を受け、現場に配属後、実地訓練を受ける。新人研修の場合、専任のキャストが、数日間マンツーマンで教える。期間はカストーディアルの場合でも、オリエンテーションから含めて3〜4日かかる。このような教育は社員、非正規社員に関係なく全て同じ教育カリキュラムで行われている。

更に重要なことは実際の職場における日常の仕事を通しての訓練(OJT)である。先輩社員から

キャストとしての行動が何気なく出来るまで訓練を受け、サービスのプロとしての意識や技能を高めていくのである。

参考

<http://erinetty.ne.jp/nonnanote/kyozai/economy/002disney/index.htm>

マニュアル通りか

「キャストはすべてマニュアル通りやっているとだけだろう」という意見もあると思う。確かにドイツニーランドには約400ものマニュアルがあるようだ。しかしキャストに渡されるマニュアルは最小限のものらしい。自らキャストの経験を持つ生井俊氏の著「ドイツニーランドのコンセプト教育」によると、新人キャストに渡されるマニュアルは、接客に必要なマナーが書かれている簡単な冊子だけであるとのこと。このことからマニュアルのほとんどは新人や部下を教えるために使用されているようである。今回訪れてみて、例えばカメラを構えていると「シャッターを押しましょうか」と言われるし、キャストが子

供と話しをする時は子供の目線になるように座って話をする。アトラクションに参加する場合、「何名様ですか」とグループが一緒に行動できるように配慮するなど、マニュアル通りだとしても、それを感じさせないキャストたちの心のこもったサービスを受けることができた。なぜキャストたちはマニュアルを超えたサービスをゲストに提供できるのだろうか。

SCSE

ドイツニーランドにはウォルト・ディズニー以来の企業理念・行動指針があり、それをキャストたち全員が理解し、共有している。これが質の高いサービスを提供できる一つの要因であろう。例えばキャストの行動指針としてSCSEと呼ばれるものがある。

- S : SAFETY 安全
- C : COURTESY 配慮、礼儀
- S : SHOW ショー
- E : EFFICIENCY 効率

この4つの指針はS↓C↓S↓Eの順で優先順位が決められており、これに従って運営されている。安全性に少しでも不安があれば、ショーやアトラクションは中止する。またキャストは少しでも危険を感じれば多少の礼儀の欠如はやむをえないと考える。カストーディアルはゲストがつまずく恐れがあるので座ってごみを拾わない。彼らは立ったまま背筋を伸ばして掃除をする。

ドイツニーランドは従業員が共感できる明確でシンプルな企業理念や行動指針を持ち、彼らがそれを共有化し、仕事に喜びを感じ、楽しく働けるような環境を作っている。このことは私たち中小企業経営に多くを示唆していると感じた。

天気が良くなかったせいか、アトラクションやショーは余り待たないで楽しむことが出来たが、それと共にカストーディアル等キャストの仕事振りが印象に残った。何となく、私もリピータのひとりになりそうである。

参考「ドイツニーランドの超人材活用術(小松浩二)」その他

(中小企業診断士 安藤 孝)

PL法に対応・安全経営確保の為の 中小企業PL保険制度

平成7年7月に施行されたPL法に対応し、中小企業の皆様の為にPLリスク対策として創設された全国制度で、現在7万件を超える加入実績があります。

中小企業に適した保険条件を設定した特別商品で、保険料は一般加入に比べ非常に有利です。また、中小企業基本法の改正により、より多くの方の加入が可能となりました。

加入手続きは、保険料を所定の郵便口座に振り込み、加入依頼書を提出するだけ非常に簡単です。

保険期間は毎年7月1日より1年間ですが、随時中途加入も受付中です。中途加入の場合も保険終期は翌年7月1日となり、保険料は加入期間に対する月割りとなります。

(保険開始は、保険料ご入金の翌々月1日からとなります。)

お問合せ申込みは中央会・連携支援部海老根又は三井住友海上火災保険はじめ中小企業PL保険取扱保険会社まで。

中央会連携支援部 TEL043 (242) 3277
三井住友海上火災保険千葉中央支社
TEL043-225-2716

2007年度引受保険会社

三井住友海上火災保険、あいおい損害保険
朝日火災海上保険、エース損害保険
共栄火災海上保険、現代海上火災保険
スミセイ損害保険、セコム損害保険
損害保険ジャパン、大同火災海上保険
東京海上日動火災保険、日新火災海上保険
ニッセイ同和損害保険、日本興亜損害保険
ニューインディア保険、富士火災海上保険

PL保険とは？…本制度に加入した中小企業の会員の皆様が製造または販売した製品や、行った仕事の結果が原因で、他人の生命や身体を害するような人身事故や、他人のものを壊したりするような物損事故が発生し、加入期間中に損害賠償請求が提起されたことによって、皆様が法律上の損害賠償金や争

訟費用等の損害を被った場合に保険金をお支払します。

PL保険の他にも中央会では、次のような共済事業を行っております。

三井生命との提携共済

特定退職金共済

従業員の退職金支払のための保全措置が講じられています。

総合保障プラン

経営者、従業員のための個人年金共済です。

オーナーズプラン

経営者のための事業継承とリスクマネジメントのための共済です。

三井生命保険(株)千葉支社 TEL043-225-7389

三井住友海上火災との提携共済

団体障害保険

従業員の業務上又は通勤途上災害のための共済(団体割引あり)。

団体自動車保険

業務用自動車、役員・従業員の自動車も5%割引の団体扱い。

三井住友海上火災保険(株)

千葉中央支社 TEL043-225-2716

中央会の共済制度の詳細は、提携している保険会社又は本会連携支援部まで

TEL. 043 (242) 3277

個人情報保護法対策に

中央会の個人情報情報漏えい賠償責任保険

2005年4月1日に個人情報保護法が全面施行されました。安全管理体制は整備されていますか？もしものときには、中央会の個人情報情報漏えい賠償責任保険がおすすめです。①個人情報保護法に対応した共済制度。②全国制度の団体割引による低廉な保険料。③リスク診断サービスを無料提供。お問合せは、本会連携支援部又は三井住友海上火災保険(株)千葉中央支社TEL043-225-2716をはじめ取扱保険会社へ

2007年度引受保険会社

三井住友海上火災保険、あいおい損害保険、損害保険ジャパン、東京海上日動火災保険、日本興亜損害保険、富士火災海上保険

【組合の概要】

千葉県貿易協同組合は、昭和35年2月、県内中小企業の輸出マインドの高揚と本県の輸出の振興を図ることを目的に設立されたが、時代の移り変わりの中でその主体は輸出から輸入に移行してきた。昭和53年5月に成田空港が開港し、同時に中央棟4階に「千葉トレードセンター」を開店、その後、平成4年12月には第2ターミナルビル4階に「ちばぼうきょう」を開店し、組合員の取扱商品、県産品を展示、販売する共同販売事業を実施している。その他の事業としては①貿易振興事業②取引斡旋に関する事業③貿易相談事業④資金斡旋に関する事業⑤組合情報化促進事業⑥経営強化事業等を実施している。本年1月の理事会で理事長に選出された横山吉雄氏は、当組合10代目の理事長になる。

【理事長会社概要】

横山香料株式会社は、食品香料でもパンや菓子の香料を主に取り扱う会社で、取材させていただいた塩浜工場は、工場内に研究開発室や営業総務部もあり、機器分析室には、ガスクロマトグラフイ等の米国製専門分析機器やテストサンプルが所狭しと並んでいた。研究開発専門の専門家は4名、品質管理者は6名。食品添加物なのでその扱い

千葉県貿易協同組合

横山吉雄理事長



◎よこやま・よしお 昭和25年早稲田大学卒業後家業に従事、同29年法人改組と同時に取締役に就任、同52年代表取締役社長、平成18年代表取締役会長就任。平成19年千葉県貿易協同組合理事長、本会理事。78歳。

香りに託す夢 健康で文化的な生活の創造

には厳しい検査体制が求められる。匂いには特許や工業所有権がなく有名なシャネルの19番についても同様のこと。また、その名称についてもシャネル社のテストサンプル19番目に並んでいたの

田である。平成2年より市川市の福祉施設にクリスマスケーキを17年連続で贈呈し続けている。

その名称が付いたとか。平成5年より山武郡横芝光町で成田工場が稼働している。本社は東京都千代田区内神

主な取引先は、山崎製パン(株)、フジパン(株)、伊藤製パン(株)、(株)木村屋、(株)神戸屋、(株)銀座コージーコーナ、(株)洋菓子のヒロタ等、大手製パン、菓子製造業者が名を連ね、当社の製品は8割が食品向けとのことである。なかでも山崎製パンは、取引割合も多く長年の大口得意先であり、「ダ

千葉県貿易協同組合

所在地 千葉市美浜区中瀬2-6
WBGマリブイースト23階
代表者 横山 吉雄
組合員数 89名 出資金 123万円
職員数 12名

ブルソフト」などに山崎製パンの国内32工場で横山香料(株)の香料が使用されている。また近年オリエンタルランド、カネカ食品との取引が増加している。

【横山吉雄理事長の横顔】

横山理事長は、横山香料株式会社の3代目の社長であり、平成18年4月より次女の千秋さんが社長に就任している。現在、代表取締役会長であり、千葉県貿易協同組合では昭和63年から理事、平成14年から副理事長を歴任している。当組合理事長の他、日本香料工業会常任理事、日本香料協会理事の要職にもある。「香料は一瞬にして立ち昇りはかなく消えていく美」であり「モーツァルトのように香りたい」という会社案内の一節には横山会長の香りに対する真摯な思いを感じる。

趣味を伺ったところ、以前はゴルフであったが、現在バラ園芸や読書、音楽とのこと。健康で文化的な生活と日々研鑽の経営理念は横山会長ご自身のことなことも知れない。



情報連絡員報告を中心とした 県内の中小企業動向 &トピックス・5月

■シャツ製造

【千葉県・東京都】

夏物衣料がほぼ一段落し、落ち着いた模様。予想より全体的に受注量は低かった。

■製材

【県内全域】

県産材需要拡大に向けた総合的な施策を各県とも行っているが、市原市は市内産木材を使った木材住宅の建設に補助金を出す事業を始めた。

■印刷

【千葉市】

顧客の業況が好転しない。市内業者は諦め気味である。また廃業を望んでいる話は聞くが、借入金との関係で出来ないことが多いとのこと。若干ではあるが、若手（2世）が出てきている。

■生コン製造

【県内全域】

数量については結果として伸びて来ている。収益についてはは原材料・運賃の値上

げが激しく数量増であつても厳しい。平成19年度需要想定は89%と厳しい見方。

■電気鍍金

【県内全域】

受注量は多いが材料等の値上幅は大きく、材料等値上分の加工費への転嫁が出来ないため収益状況は悪化している。

■鉄工

【千葉市】

原材料が高騰傾向にあり収益圧迫を懸念する声もあるが、特段の変化は見られない。

■機械部品製造業

【野田市】

設備投資の意欲が出始めて、中小企業にも若干の明るさが出てきたと思われる。

■石油製品製造

【富津市・他】

売り上げ収益は不変。増産体制取り組みへの資金調達はなかなか進んでいない。

■食肉卸売業

【県内全域】

若干ではあるが好転の方向へ向かっている。

■建築材料卸売

【県内全域】

需要は5月だけ見れば横這いではあるが、年間では

減少傾向にあり歯止めがからまない。従ってマスコミ報道とは裏腹に回復感を感じられない。

■自動車解体業

【県内全域】

鉄スクラップ価格が若干下げた。本格的な下げにつながる様子はなく、当面調整局面ということかも知れない。

■小売

【柏市】

ゴールデンウィークの人は多かったが、軽衣料品、アクセサリー等の定額商品が売れた程度で、高額商品は売れていない。

■小売

【佐倉市】

売上が対前年比で0・4%減、前月比で33・8%減。客数は対前年比3・1%減、前月比13・8%減。

■小売

【東金市】

高額品の売り上げが落ちている。格差社会が段々と郊外にも浸透してきている。夏物需要の時期に来ているが、売上にはなかなか結びつかない。

■小売

【野田市】

ゴールデンウィーク前半は低迷したが、曜日めぐりのせいか後半の5・6日の売り上げが伸びた。

■電気機器小売

【県内全域】

引き続き価格下落（特に薄型テレビ）。売上は不調気味である。

■中古車仕入・販売

【県内全域】

卸売市場は引き合い低調である。良質車は部分的活況であり、先行きの険しさを反映している。輸出分野の不透明感を指摘。

■農業機械販売整備

【県内全域】

食料自給率が昭和40年の73%が平成元年から40%代で推移しており、農業を戦略的産業とする為に業界界としてどう対処するかが課題である。

■小売・サービス

【習志野市】

前月比はほぼ横這い状態（2%増）である。

■小売・サービス

【銚子市】

悪い状態が続いている。

■建設揚重

【県内全域】

燃料費・タイヤの他、材料費の高騰で採算が悪化している。

■学習塾

【県内全域】

大手塾が、千葉県の公立中高一貫校の入試に向けて攻勢を始めて始めている。

■一般廃棄物処理業

【千葉市】

収集運搬処理料金の値上げがどの程度の割合で出ているか、リサイクルの対応が無駄なく出来ているか等によって組合員の中でも景況内容に差があるように思える。

■建設

【県内全域】

国・県・市町村からの発注は、四〇億千九百万であった。これは前月比で三一億三千六百万の増加となった。前年同月比でも二〇億四千万の増加となった。要因は、千葉市で大型の発注があった為である。

■貨物運送

【野田市】

先月より更に燃料料が上がり、コストに影響している。

お知らせ

中央会新役員

(平成19年5月25日改選)

- ▽会長 坂戸誠一 (千葉鉄工業 団地 (協))
- ▽副会長 篠原敬治 (ふなばし インタックス (協)) 中嶋敏夫 (千葉県測量設計事業 (協)) 塚本福二 (千葉県セメント卸 (協))
- ▽専務理事 佐藤敏雄 (専従)
- ▽常務理事 高山守正 (専従)
- ▽常任理事 岡田知之助 (海匠 銚子建設業 (協)) 齋藤 博 (千葉県電機商業組合) 白石綱吉 (千葉県家畜商 (協)) 佐藤 清 (松戸総合卸売センター (協)) 小名木隆満 (千葉県ビルメンテナン ス (協)) 小高芳男 (外房商工振 興 (協))
- ▽理事 勝又基夫 (千葉トヨベッ ト整備工業 (協)) 川口順司 (千葉県味噌工業 (協)) 水野謙一 (千葉県貨物運送事業 (協連)) 今関 真人 (千葉県電気工事工業組合)
- 小関邦夫 (千葉県農業機械商業 (協)) 高橋啓治 (流山工業団地 (協)) 中村貞夫 (野田工業団地 (協)) 坂口正明 (東葛金属プレ ス加工業 (協)) 河田守晃 (千葉 県自動車整備商工組合) 鹿野新 一郎 (浦安建設 (協)) 大野隆紹 (千葉県商店街 (振興連)) 今関

- 義彦 (茂原卸商業団地 (協)) 板谷直正 (船橋機械金属工業 (協)) 大塚勝彦 (千葉県資源リサイク ル事業 (協連)) 成尾光行 (千葉 県中古自動車販売商工組合) 池田隆夫 (全千葉警備業 (協)) 中村秀朗 (協) 東金シヨツピング センター) 須藤春雄 (千葉県信 用組合協会) 三枝 巖 (千葉県 土砂事業 (協連)) 吉岡 實 (千 葉県木材市場 (協)) 小野口寿一 (社) 千葉県エルピーガス協会) 藤井芳夫 (千葉青果商業 (協)) 金子哲司 (協) シー・ソフトウェア) 三好迪夫 (柏駅前第一商業 (協)) 高橋一美 (千葉県室内装 飾事業 (協)) 宇田川正美 (浦安 魚市場 (協)) 飯島恵喜 (協) 旭 専門店会) 渡辺 祚 (千葉県商 店街連合会) 市川直樹 (千葉総 合卸商業団地 (協)) 高木榮一 (千葉県火災共済 (協)) 中村大 輔 (千葉県管工事業 (協連)) 岩 瀬順二 (千葉県建設業 (協連)) 野口恭義 (臼井シヨツピングセ ンター (協)) 堀江亮介 (千葉県 石油 (協)) 横山吉雄 (千葉県貿 易 (協)) 佐藤一郎 (千葉県製麵 工業 (協)) 堀内正一 (木更津総 合卸商業団地 (協)) 太田昭吉 (千 葉県醤油工業 (協)) 藤井秀美 (柏 市工業団地 (協))

▽監事 皆吉吉春 (千葉県豆腐 商工組合) 齋藤 卓 (木更津鮮 魚商 (協)) 飯ヶ谷岐美夫 (船橋 総合卸商業団地 (協))

次世代育成支援対策推進センター

少子化が急速に進行し、経済・社会に深刻な影響を与えることが懸念されています。平成17年に次世代育成支援対策推進法が施行され、企業の育児支援策の拡充が求められてきました。この法律では、少子化の流れを変えるため、企業に「一般事業主行動計画」を策定させ、働き方の見直しを促しています。本会 は、次世代育成支援対策推進法 に関する一般的な相談を受け付 けています。問合せは連携支 援部 松本・海老根まで。

電話 043・242・3277

ちばCCO2CO2ダイエット ファミリーキャンペーン参加者を募集

千葉県では7・8月、身近な電 気ガス・ガソリンなどの使用量 の削減にチャレンジするキャン ペーンを実施します。チャレン ジシートや苗木等のプレゼント があります。詳しくは、千葉県 地球温暖化防止推進センター

(043・246・2180) 又は 千葉県環境政策課 (043・223・4139)まで。

インターシップ受入企業募集

インターシップ事業は、小 学生から大学生まで在学中に実 社会で就業体験を行い若年者の 職業感・就労意識を高め時代を担 う人材を育成する為の産学連携 のシステムです。本事業の受け 入れ企業としてご登録をお願い します。問合せは(社)千葉県 経営者協会まで。

電話 043・246・1158

千葉県内の最低賃金(時間額)

産業別最低賃金(18・12・25より)	775円
調味料製造業※	806円
鉄鋼業	806円
一般機械器具※、	
電気機械器具※、	
情報通信機械器具製造業	794円
電子部品デバイス製造業	791円
精密機械器具製造業	776円
各種商品小売業	756円
自動車(新車)小売業	786円
※は適用されない業種があります	
右以外の業種(18・10・1より)	687円
千葉県最低賃金	687円

中央会職員異動

6月1日人事異動がありました。(一)内は旧職名。

- ▽専務理事 佐藤敏雄(事務局長)
- ▽常務理事 高山守正(参与)
- ▽事務局次長兼総務部長 伊藤高照(事務局次長兼総務部長)

【総務部】

- ▽事務局次長 石渡晃一(参事)
- ▽副部长 今関光俊(主幹)

【連携支援部】

- ▽事務局次長兼連携支援部長 藤原誠(連携支援部長)
- ▽木村慎吾(新規採用) 豊田泰寛(新規採用)

(専務理事、常務理事は5月31日付就任)

新入職員

- ▽木村慎吾：連携支援部主事、青年部担当、千葉ロッテマリ ンズのファンです。▽豊田泰寛：連携支援部主事、レディース 中央会、情報連絡員担当します。

【訂正】

4月号11頁の記事中①一 条の行動指針の「とつての経営理 念は社長を含めて」とあるのは 「大企業と異なり、中小企業にとつ ての経営理念は」の誤りでした。 ②同じ11頁の表の、中小企業・主たる目的の象限は「事業活動の的確な遂行、行動規範、士気の鼓舞(現 実志向)」の誤りでした。

お詫びして、訂正いたします。